

被災者支援制度一覧

●掲載内容及び手続等に関する問い合わせにつきましては、各制度の問い合わせ先へご連絡ください。

※災害時は担当課が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

●掲載の情報につきましては、主な支援について掲載しており、発生した災害の規模や種類により、他の支援を受けられる場合もあります。また、状況により、支援内容が異なる可能性がありますので、支援を受けられる場合は、あらかじめご確認ください。

●掲載されている内容は作成時点のものです。制度改正等により、受けられる支援内容が変更となる場合もあります。



目 次

1	支援制度の手続きの前に	1
○	罹災証明書の交付	2
○	り災届出証明書の交付	2
2	住まいに関すること	
(1)	被災によるごみ(災害ごみ)の処理	3
(2)	浸水の解消後の消毒	3
(3)	埼玉県・市町村被災者安心支援制度による 「埼玉県・市町村家賃給付」(埼玉県の制度)	4
(4)	個人住宅リフォーム資金補助制度	5
(5)	店舗等リフォーム資金補助制度	6
3	お金(見舞金、貸付、弔慰金、宿泊助成等)に関すること	
(6)	災害見舞金の支給	7
(7)	災害障害見舞金の支給	8
(8)	災害弔慰金の支給	9
(9)	災害援護資金の貸付	10
(10)	日本赤十字社埼玉県支部弔慰金の給付	11
(11)	火災時宿泊費助成制度	11
(12)	朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金の支給	12
(13)	学用品の補助	13
(14)	就学援助制度	13
(15)	被災者生活再建支援法による支給(国の制度)	14
(16)	埼玉県・市町村被災者安心支援制度による支給(埼玉県の制度)	15
(17)	生活福祉資金制度による貸付け(緊急小口資金)	16
(18)	生活福祉資金制度による貸付け(福祉費)	16
4	減免・免除・猶予に関すること	
(19)	市・県民税の減免	17
(20)	森林環境税の免除	18
(21)	固定資産税・都市計画税の減免	19
(22)	税の徴収の猶予	20
(23)	国民健康保険税及び一部負担金の減免	20
(24)	国民年金保険料の免除	21
(25)	保育園保育料の免除及び放課後児童クラブ保育料の減免	22
(26)	後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免	23
(27)	65歳以上の介護保険料の減免	24
(28)	再建築する際の確認申請及び完了検査手数料の免除	24
5	関連情報	
(29)	土のうの配布	25

1. 支援制度の手続きの前に

被災した場合、まずはご自身及び大切な人の安全を確認することが最優先ですが、身の安全を確保できたら、次に生活再建への対応が必要となります。

支援制度の適用を受けるには、書類の提出や、被害の程度の確認・記録等が求められる場合があります。以下の点について、できるだけ早めにご確認ください。

●被害の状況を記録する

罹災証明書等の交付申請や各種損害保険等への保険金請求などに必要となる場合があります。水害の場合、どこまで浸水したかがわかる箇所、台風や地震の場合、壊れた箇所等をカメラや携帯電話で撮影しておきましょう。

●罹災証明書等の交付申請を行う。

各種被災者支援制度の申請に必要な場合があります。

【発行までの主な流れ】

被害調査が未調査の場合

①交付申請 ⇒ ②調査日程調整 ⇒ ③調査員が訪問 ⇒ ④郵送で証明書を送付

※受付状況によりますが、③調査員が訪問後、概ね10日程度で発送となります。

被害調査が調査済又はり災届出証明書の場合

①交付申請 ⇒ ②調査結果（写真内容）の確認 ⇒ ③郵送で証明書を送付

※申請件数によりますが、①交付申請後、概ね5日程度で発送となります。

【調査員が訪問したとき】

内閣府が定める「住家の被害認定調査」に準じて調査員が調査します。

【補足説明】

・地震又は風水害により店舗兼住宅の建物で店舗部分と住宅部分の双方が被災し、それらの証明書が必要な場合は、「罹災証明書」と「り災届出証明書」の両方を申請する必要があります。

・提出先によっては、「罹災証明書」の代用として「り災届出証明書」で対応できる場合があります。詳しくは書類の提出先へお問い合わせください。

・風水害による災害では、被害の状況に応じて、早期復旧を支援するため、床下消毒や床下の排水対策などの要否についてお聞きします。

【住家の場合】

制度の名称	罹災証明書の交付
支援の種類	証明
内容	<p>○住家の状況を調査し、被災者へ交付する「被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものです。</p> <p>○地震・風水害により被災した住宅について、所有者又は住民登録のある方が申請することができます。</p> <p>○特定の災害による被害であることが、客観的に判断できる必要がありますので、災害から一定期間経過した場合など、罹災証明書の発行ができない場合があります。</p>
対象者	地震又は風水害によって市内に所在する「住家」が被災した市民の方など
申請方法	<p>罹災証明申請書を提出してください。</p> <p>※市が現地調査を行い、被害状況を確認できたものに対して発行します。</p> <p>※被害状況や提出先等の目的に応じ、罹災証明書の交付を必要としない方は、り災届出証明書を申請してください。</p>
問い合わせ	<p>課税課 固定資産税係</p> <p>※火災に関するり災証明書は、朝霞消防署（048-463-1190）へお問い合わせください。</p>
電話番号	048-463-2875

【非住家建物(店舗や事業所など)や動産などの場合】

制度の名称	り災届出証明書の交付
支援の種類	証明
内容	<p>○非住家建物（店舗や事業所など）、外構、設備、動産等の被害を受けたことについて、市に届出があったことを証するものです。</p> <p>※被害状況や提出先等の目的に応じ、罹災証明書の交付を必要としない方は、り災届出証明書を申請してください。</p>
対象者	自然災害によって市内に所在する「非住家建物」、「外構」、「設備」、「動産」等が被災した市民の方など
申請方法	申請書（り災届出証明願及びり災届出証明書）を提出してください。※届出の際には、被害状況がわかる写真等の添付が必要です。
問い合わせ	<p>住家及び住家付帯物にかかる証明 収納課 収納係</p> <p>非住家建物及び非住家建物付帯物にかかる証明 産業振興課 産業労働係</p>
電話番号	<p>収納課 収納係 048-463-2023</p> <p>産業振興課 産業労働係 048-463-1903</p>

2. 住まいに関すること

番号	(1)	制度の名称	被災によるごみ（災害ごみ）の処理
支援の種類		廃棄物処理	
内容		○災害ごみの処理手数料を免除します。なお、一般住宅等以外の店舗、会社、工場等の事業活動に供される建物から排出される災害ごみについても、対象となります。ごみの持ち込みが困難な方は、クリーンセンターへご相談ください。	
対象者		市内において火災、災害、その他特別な事情等で被災した方で、その敷地内から出されるごみ（災害ごみ）の処理を希望される方。	
申請方法		クリーンセンター受付で、罹災証明書又は、り災届出証明書（罹災証明書が発行されない家財等のみの場合）を提示し、「一般廃棄物処理手数料免除申請書」に必要事項を記入の上、申請してください。	
問い合わせ		クリーンセンター ※持ち込みされる場合は事前にクリーンセンターまでご連絡をお願いします。	
電話番号		048-456-1593	

番号	(2)	制度の名称	浸水の解消後の消毒
支援の種類		消毒	
内容		○浸水箇所が乾いた後、被災者の要望に応じて消毒を行います。 ※床下浸水などで排水が難しい場合については、道路整備課にご相談ください。	
対象者		床上・床下浸水被害に遭われた市民、市内事業者。	
申請方法		電話又は環境推進課窓口にて、ご相談ください。	
問い合わせ		環境推進課 環境推進係／道路整備課 道路管理係	
電話番号		環境推進課 環境推進係	048-463-1504
		道路整備課 道路管理係	048-463-0912

番号	(3)	制度の名称	埼玉県・市町村被災者安心支援制度による「埼玉県・市町村家賃給付」(埼玉県の制度)
支援の種類	埼玉県から給付金の支給		
内容	<p>・特別な理由により、災害救助法による応急仮設住宅へ入居せず、民間賃貸住宅に入居した全壊世帯に対し、家賃相当額を支給</p> <p>・「被災者生活再建支援法による支給」に「おける加算支援金のうち「賃借」の給付を受ける方は対象外</p> <p>・「埼玉県・市町村被災者安心支援制度による支給」の対象となる場合、いずれか一方のみの支給となります。</p> <p>・生活保護のうち住宅扶助を受給している世帯の他、中国残留邦人等に対する支援給付のうち住宅扶助を受給している世帯、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を受給している世帯、埼玉県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯は対象外</p> <p>・給付金の額は、賃借した住宅の賃借料相当額(敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。)とし、月額6万円を上限とします。ただし、5人以上世帯は月額9万円が上限となります。</p> <p>・支給期間は連続して入居する期間とし、最長12か月となります。</p> <p>※詳細は埼玉県ホームページ「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」をご覧ください。 URL:https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/anshinshien.html</p>		
対象者	<p>特別な理由とは以下のとおり</p> <p>(1) 身体障がい者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。</p> <p>(2) 児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更となること。</p> <p>(3) 公営住宅等に入居すると、1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療期間から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。</p> <p>(4) 公営住宅等に入居すると、全壊した住家の所在地から離れ、親族の介護、介助が困難になること。</p> <p>(5) 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。</p> <p>(6) その他、前各号に準じるやむを得ないと認められる理由</p>		
申請方法	総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所に申請書、添付書類を添えて申請		
問い合わせ	(申請手続きに関すること) 総合窓口課		
電話番号	(申請手続きに関すること) 048-463-2609		

番号	(4)	制度の名称	個人住宅リフォーム資金補助制度
支援の種類	補助		
内容	<p>○対象工事費(消費税込み)10万円以上の工事に対し5%の補助。最高限度額5万円(100円未満切捨て)を補助します。</p> <p>※工事着工予定日の1か月前から1週間前までに申請要</p>		
対象者	<p>【対象者】</p> <p>①朝霞市に住民登録をしている市民の方でリフォームを行う建物の所有者</p> <p>②申込日現在、市民税、固定資産税、軽自動車税の滞納がないこと。</p> <p>③過去にこの補助金を利用したことのある方は、補助金の交付決定日から5年を経過していること。</p> <p>【対象物件】</p> <p>自己の居住に供する個人住宅(申請者の住民登録がある住宅)、マンションの場合は、専有部分のみ、店舗兼用住宅などは、住居部分の面積按分で算出します。</p> <p>申請者名義の住宅であっても、申請される方の住民登録がない住宅や他人・親族に貸している住宅は対象外となります。</p>		
申請方法	<p>電子申請または産業振興課の窓口までご提出ください。詳細は市のホームページをご確認ください。</p> <p>【必要書類】</p> <p>①朝霞市個人住宅リフォーム資金補助金交付申請書</p> <p>②リフォーム工事図面(建物見取図など)</p> <p>※内装工事を伴わない場合は提出不要</p> <p>③リフォーム工事費見積書の写し(市内の業者であることが明記されていること)</p> <p>④工事前の写真</p> <p>⑤建築基準法に基づく届出書の写し(増築の場合)</p> <p>※テラスや縁側の新設、機械・家電類の取付・交換のみの工事は対象外です。詳しくは、産業振興課までお問い合わせください。</p>		
問い合わせ	産業振興課 産業労働係		
電話番号	048-463-1903		

番号	(5)	制度の名称	店舗等リフォーム資金補助制度
支援の種類	補助		
内容	<p>○空き店舗等リフォーム 対象工事費（消費税込み）の30/100 最高限度額30万円（ただし千円未満は切り捨て）</p> <p>○既存店舗等リフォーム 対象工事費（消費税込み）の10/100 最高限度額10万円（ただし千円未満は切り捨て）</p>		
対象者	<p>【対象者】</p> <p>①・空き店舗等リフォーム 市内の空き店舗等を利用して起業・出店等をする方</p> <p>・既存店舗等リフォーム 市内店舗等で営業している事業者</p> <p>②申請をする日の属する年度内において、当該店舗等に対する補助金（市が交付するものに限る。）の交付を受けていないこと。</p> <p>③市税を滞納していないこと。</p> <p>④事業の内容及び補助金の対象となる工事が法令に違反していないこと。</p> <p>⑤暴力団の構成員ではないこと。</p> <p>⑥産業の振興又は商店街の活性化に寄与する事業を行うこと。</p> <p>【対象工事：】</p> <p>①市内の施工業者が施工するものであること。</p> <p>②申請する日の属する年度の3月末日に完了するものであって、申請する日に工事を開始していないこと。</p> <p>③消費税の額を含めて10万円以上の工事であること。</p> <p>④次のいずれかに該当する内容であること。</p> <p>ア．外壁の改修</p> <p>イ．天井、内壁及び床その他の内装の改修</p> <p>ウ．間取りの変更</p> <p>エ．アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に認めたもの</p>		
申請方法	申請書類については市のホームページをご覧ください、産業振興課にお問い合わせいただき、産業振興課窓口までご提出ください。		
問い合わせ	産業振興課 産業労働係		
電話番号	048-463-1903		

3. お金（見舞金、貸付、弔慰金、宿泊助成等）に関すること

番号	(6)	制度の名称	災害見舞金の支給
支援の種類		給付	
内容		<p>○災害等に遭った方へ見舞金または弔慰金を支給します。</p> <p>①住家が全焼し、全壊し、又は流失した場合：1世帯につき10万円</p> <p>②住家が半焼し、又は半壊した場合：1世帯につき6万円</p> <p>③住家が床上浸水した場合：1世帯につき5万円</p> <p>④負傷した場合（全治1か月以上の場合に限る。）：1人につき6万円</p> <p>⑤死亡した場合：1人につき10万円</p> <p>⑥延焼防止活動により住家が浸水し、又は破壊し、一時的にその住家に居住することができなかった場合：1世帯につき3万円</p> <p>※①、②、③または⑥に該当する世帯が単身世帯のとき災害見舞金の額は、当該支給額に2分の1を乗じて得た額となります。</p> <p>※店舗併用住宅については、住家に該当する部分が床上に浸水した場合に対象とします。</p> <p>※災害救助法に基づく救助が適用される場合は、災害見舞金の支給が制限される場合があります。</p> <p>※火災により被害に遭った方で、「日本赤十字社埼玉県支部朝霞市地区災害見舞金」の対象となる方は、申請時にご案内します。</p>	
対象者		火災若しくは爆発又は暴風、豪雨等の自然災害により、朝霞市に住民登録のある方で、住家に被害を受けた方、死亡された方のご遺族又は重症を負った方。	
申請方法		<p>高齢者・地域福祉課へ必要書類を提出してください。</p> <p>【必要書類】災害見舞金等支給申請書</p> <p>※上記の他に確認書類が必要となる場合があります。</p>	
問い合わせ		高齢者・地域福祉課 社会福祉係	
電話番号		048-463-1594	

番号	(7)	制度の名称	災害障害見舞金の支給
支援の種類	給付		
内容	<p>以下の4つの災害に該当する場合に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円を支給 ○その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円を給付します。 <p>①1市町村において、住居が5世帯以上滅失した災害 ②都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ③都道府県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</p>		
対象者	<p>被災当時、朝霞市内に住民登録のある方で、災害により、下記に掲げる障害を受けた方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両眼が失明した方 ・咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した方 ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ・両上肢をひじ関節以上で失った方 ・両上肢の用を全廃した方 ・両下肢をひざ関節以上で失った方 ・両下肢の用を全廃した方 ・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方 		
申請方法	<p>高齢者・地域福祉課へ必要書類を提出してください。</p> <p>【必要書類】災害障害見舞金に係る受領申出書、罹災証明書、診断書 ※上記の他に確認書類が必要となる場合があります。</p>		
問い合わせ	高齢者・地域福祉課 社会福祉係		
電話番号	048-463-1594		

番号	(8)	制度の名称	災害弔慰金の支給
支援の種類	給付		
内容	<p>以下の4つの災害に該当する場合に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生計維持者が死亡した場合：500万円を支給 ○その他の者が死亡した場合：250万円を支給 <p>①1市町村において、住居が5世帯以上滅失した災害 ②都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ③都道府県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</p>		
対象者	<p>暴風、豪雨等の自然災害により死亡された方（朝霞市に住民登録のある方）のご遺族。 遺族の範囲：配偶者、子、父母、孫、祖父母 ※いずれも存在しない場合には兄弟姉妹（死亡された方の死亡当時その方と同居し、または生計を同じくしていた方）</p>		
申請方法	<p>高齢者・社会福祉課へ必要書類を提出してください。 【必要書類】災害見舞金等支給申請書、罹災証明書 ※上記の他に確認書類が必要となる場合があります。</p>		
問い合わせ	高齢者・地域福祉課 社会福祉係		
電話番号	048-463-1594		

番号	(9)	制度の名称	災害援護資金の貸付 【災害救助法適用時】																
支援の種類	貸付																		
内容	<p>○災害により負傷又は住居に一定以上の損害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しのため貸付を行います。</p> <p>【対象災害】都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害</p> <p>【支援内容】<貸付限度額></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の種類・程度</th> <th>世帯主の負傷なし</th> <th>世帯主の負傷あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財及び住居に損害なし</td> <td>—</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>家財の1/3以上の損害</td> <td>150万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>住居の半壊</td> <td>170万円(250万円)</td> <td>270万円(350万円)</td> </tr> <tr> <td>住居の全壊</td> <td>250万円(350万円)</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など、特別の事情がある場合には()内の額となります。</p> <p><貸付利率> 連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%</p> <p><償還期間> 10年(据置期間を含む)</p>				被害の種類・程度	世帯主の負傷なし	世帯主の負傷あり	家財及び住居に損害なし	—	150万円	家財の1/3以上の損害	150万円	250万円	住居の半壊	170万円(250万円)	270万円(350万円)	住居の全壊	250万円(350万円)	350万円
	被害の種類・程度	世帯主の負傷なし	世帯主の負傷あり																
	家財及び住居に損害なし	—	150万円																
	家財の1/3以上の損害	150万円	250万円																
	住居の半壊	170万円(250万円)	270万円(350万円)																
	住居の全壊	250万円(350万円)	350万円																
対象者	<p>暴風、豪雨等の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主。</p> <p>以下の①から③のいずれにも該当する世帯の世帯主が対象です。</p> <p>① 災害発生時に、朝霞市に住所を有していた世帯</p> <p>② 次のいずれかの被害を受けた世帯</p> <p>(1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上</p> <p>(2) 家財のおおむね3分の1以上の損害</p> <p>(3) 住居の半壊又は全壊</p> <p>③ 世帯全員の前年の総所得が下表の総所得額未満である世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>総所得額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table>				世帯人数	総所得額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額			
	世帯人数	総所得額																	
	1人	220万円																	
	2人	430万円																	
	3人	620万円																	
	4人	730万円																	
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																		
申請方法	<p>高齢者・地域福祉課へ必要書類を提出してください。</p> <p>【必要書類】災害援護資金借入申込書、診断書、所得証明書</p> <p>※上記の他に確認書類が必要となる場合があります。</p>																		
	問い合わせ	高齢者・地域福祉課 社会福祉係																	
電話番号	048-463-1594																		

番号	(10)	制度の名称	日本赤十字社埼玉県支部弔慰金の給付
支援の種類	給付		
内容	日本赤十字社から、死亡又は行方不明者1名につき2万円を支給します。ただし、死亡、又は行方不明者が一家の生計を維持していた場合、3万円を支給します。 ※単身者については、2万円の支給となります。		
対象者	災害救助法の適用に至らない程度の自然災害、または火災等で死亡した方と同居していた親族、又は葬祭を行う方		
申請方法	電話又は社会福祉協議会窓口にてご相談ください。		
問い合わせ	朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進課 地域福祉推進係		
電話番号	048-486-2485		

番号	(11)	制度の名称	火災時宿泊費助成制度
支援の種類	助成		
内容	<p>○市が指定した宿泊施設の宿泊費2泊分を限度とし、予算の範囲内において助成します。</p> <p>※宿泊費は、素泊まりにより算定されたものとし、宿泊施設までの移動に要した費用及び宿泊費に含まれない飲食費等を除くものとしします。</p> <p>※助成金（宿泊費）は、市が施設に直接支払います。</p> <p>※助成の対象となる期間は、被災した日から起算して5日間内の宿泊とします。</p> <p>ただし、被災により申請者又はその家族等が入院等により対象期間内に申請ができない場合はこの限りではありません。</p>		
対象者	火災により被害を受けた住家に居住していた方で、親族、知人宅等に一時的に避難することができない方。		
申請方法	高齢者・地域福祉課へ必要書類を提出してください。 【必要書類】火災時宿泊費助成申請書		
問い合わせ	高齢者・地域福祉課 社会福祉係		
電話番号	048-463-1594		

番号	(12)	制度の名称	朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金の支給
支援の種類	補助		
内容	<p>○風水害の発生時において避難情報等の発令から解除までの間に宿泊施設に宿泊した経費を補助します。</p> <p>支援要件（①及び②を満たしていること）： ①風水害発生時に避難情報等※が発令された地域に居住していること ②避難時に旅館業法の許可を受けている宿泊施設に宿泊したこと ※避難情報等とは…高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3種類</p> <p>補助金額（1人あたり）： ①朝霞市内の宿泊施設を利用した場合 上限5,000円 ②①以外の宿泊施設を利用した場合 上限4,000円 注）宿泊に必要な経費と①又は②のいずれか低い金額が補助されます。ただし、交通費は対象外です。</p>		
対象者	①朝霞市避難行動要支援者台帳登録届出書の提出をしている方 ②①の方1名につき同伴者1名		
申請方法	【必要書類】 ①宿泊施設が発行した領収書の写し ②宿泊した方の身分証明書の写し（公的機関が発行したもの） 【申請期限】 最後に宿泊した日の年度末まで		
問い合わせ	危機管理室 危機管理係		
電話番号	048-463-1788		

番号	(13)	制度の名称	学用品の補助
支援の種類	現物支給		
内容	○被災状況により、就学に必要な学用品・通学用品等を現物支給します。		
対象者	火災等により被災した児童生徒の保護者。		
申請方法	通学している学校へお申し出ください。 ※学校長が被災状況等を確認し、就学に必要な学用品等を調査のうえ、支給します。		
問い合わせ	教育管理課 学務係		
電話番号	048-463-0793		

番号	(14)	制度の名称	就学援助制度
支援の種類	補助		
内容	○学用品費の一部や学校給食費などを援助します。 【支援期間】 事由の該当する月の1日から年度末までの期間		
対象者	①市税（市民税、固定資産税、国民健康保険税）の減免を受けている保護者。 ②個人事業税の減免を受けている保護者 ③国民年金保険料の減免を受けている保護者。 ④生活福祉資金の貸付を受けている保護者。		
申請方法	必要書類をお持ちになって市役所、教育管理課にお越しください。 ※申請書は窓口でご記入いただきます。 【必要書類】 ・対象者の①～④の内容が確認できる書類 ・振込口座のわかるもの ※その他に確認書類が必要となる場合もあるため、事前に担当までお問い合わせください。		
問い合わせ	教育管理課 学務係		
電話番号	048-463-0793		

番号	(15)	制度の名称	被災者生活再建支援法による支給（国の制度）																							
支援の種類	被災者生活再建支援法人から支給金の支給																									
内容	<p>・本市に被災者生活再建支援法が適用された災害により、居住する住家が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた方に対して支援金を支給します。</p> <p>・支給額は、以下の2つの支援金の合計額になります。 （世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。）</p> <p>住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <tr> <td>全壊、やむを得ず解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊（※）</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊（※）</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※損害割合が30%以上で中規模半壊、40%以上で大規模半壊、50%以上で全壊となる。</p> <p>住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅除く）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、やむを得ず解体、長期避難</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊（※）</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊（※）</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細は内閣府の防災情報ページ「被災者生活再建支援法」をご覧ください。 https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html</p>				全壊、やむを得ず解体、長期避難	100万円	大規模半壊（※）	50万円	中規模半壊（※）	—		建設・購入	補修	賃借（公営住宅除く）	全壊、やむを得ず解体、長期避難	200万円	100万円	50万円	大規模半壊（※）	200万円	100万円	50万円	中規模半壊（※）	100万円	50万円	25万円
	全壊、やむを得ず解体、長期避難	100万円																								
	大規模半壊（※）	50万円																								
	中規模半壊（※）	—																								
		建設・購入	補修	賃借（公営住宅除く）																						
全壊、やむを得ず解体、長期避難	200万円	100万円	50万円																							
大規模半壊（※）	200万円	100万円	50万円																							
中規模半壊（※）	100万円	50万円	25万円																							
対象者	<p>住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により</p> <p>(1)住宅が全壊した世帯</p> <p>(2)住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(3)災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期継続している世帯</p> <p>(4)住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>(5)住宅が半壊し、相当規模の修繕を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</p>																									
申請方法	総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所に申請書、添付書類を提出																									
問い合わせ	（申請手続きに関すること） 総合窓口課																									
電話番号	（申請手続きに関すること） 048-463-2609																									

番号	(16)	制度の名称	埼玉県・市町村被災者安心支援制度による支給（埼玉県の制度）																													
支援の種類	埼玉県から支援金（特別給付金）の支給																															
内容	<p>・本市に被災者生活再建支援法が適用されない局地的な災害により、居住する住家が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた方に対して支援金を支給します。</p> <p>・全壊、やむを得ず解体及び長期避難世帯並びに大規模半壊及び中規模半壊世帯への支援金は、以下の基礎支援金及び加算支援金の合計額になります。</p> <p>（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。）</p> <p>○住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <tr> <td>全壊、やむを得ず解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊（※）</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊（※）</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>○住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅除く）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、やむを得ず解体、長期避難</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中規模半壊に満たない半壊世帯のうち、当該住家を補修又は別途賃借した方に対し、半壊特別給付金を支給します。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">中規模に満たない半壊</td> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅を除く）</td> </tr> <tr> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> <p>（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。）</p> <p>※詳細は埼玉県ホームページ「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」をご覧ください。 URL:https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/anshinshien.html</p>					全壊、やむを得ず解体、長期避難	100万円	大規模半壊（※）	50万円	中規模半壊（※）	—		建設・購入	補修	賃借（公営住宅除く）	全壊、やむを得ず解体、長期避難	200万円	100万円	50万円	大規模半壊	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	100万円	50万円	25万円	中規模に満たない半壊	補修	賃借（公営住宅を除く）	50万円	25万円
	全壊、やむを得ず解体、長期避難	100万円																														
	大規模半壊（※）	50万円																														
	中規模半壊（※）	—																														
		建設・購入	補修	賃借（公営住宅除く）																												
	全壊、やむを得ず解体、長期避難	200万円	100万円	50万円																												
	大規模半壊	200万円	100万円	50万円																												
	中規模半壊	100万円	50万円	25万円																												
	中規模に満たない半壊	補修	賃借（公営住宅を除く）																													
		50万円	25万円																													
対象者	<p>住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により</p> <p>(1)住宅が全壊した世帯</p> <p>(2)住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(3)災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期継続している世帯</p> <p>(4)住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>(5)住宅が半壊し、相当規模の修繕を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</p> <p>中規模に満たない半壊世帯のうち補修又は別途賃借した方</p>																															
申請方法	総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所に申請書、添付書類を提出																															
問い合わせ	（申請手続きに関すること） 総合窓口課																															
電話番号	（申請手続きに関すること） 048-463-2609																															

番号	(17)	制度の名称	生活福祉資金制度による貸付け (緊急小口資金)
支援の種類	貸付		
内容	○緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の貸付け(火災等被災によって生活費が必要なとき)		
	貸付限度額	10万円	
	貸付利率	無利子	
	据置期間	貸付けの日から2月以内	
	償還期間	据置期間経過後12月以内	
用途	生活費		
対象者	災害によって被災した低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯		
申請方法	電話又は社会福祉協議会窓口にてご相談ください。		
問い合わせ	朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進課 総合相談支援係		
電話番号	048-486-2478		

番号	(18)	制度の名称	生活福祉資金制度による貸付け (福祉費)
支援の種類	貸付		
内容	○災害を受けたことにより臨時に必要な経費の貸付け		
	貸付限度額	150万円以内	
	貸付利率	連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	
	据置期間	貸付けの日から6月以内	
	償還期間	据置期間経過後7年以内	
用途	災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費		
※生活費は対象外です。なお、被災を受けたことにより、生活費にお困りの場合は、緊急小口資金の相談を同時に受けることができます。			
対象者	災害によって被災した低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯 ※「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金が対象となる場合は利用できません。		
申請方法	電話又は社会福祉協議会窓口にてご相談ください。		
問い合わせ	朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進課 総合相談支援係		
電話番号	048-486-2478		

4. 減免・免除・猶予に関すること

番号	(19)	制度の名称	市・県民税の減免																													
支援の種類	減免																															
内容	<p>○災害が発生した日において、納期が到来していないもので、納期限までに減免申請書を提出したのに対して、市・県民税の一部又は全部の減免を行います。</p> <p>≪事由による減免割合≫</p> <p>災害により次の事由に該当することとなった納税義務者について適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額(※)</th> <th colspan="2">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡した場合</td> <td colspan="2">全部</td> </tr> <tr> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合</td> <td colspan="2">全部</td> </tr> <tr> <td>障害者（地方税法第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。）となった場合</td> <td colspan="2">10分の9</td> </tr> </tbody> </table> <p>≪家財等の損害による減免割合≫</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">合計所得金額(※)</th> <th colspan="2">免除割合</th> </tr> <tr> <th colspan="2">家財等の損害の程度</th> </tr> <tr> <th>3/10以上 5/10未満</th> <th>5/10以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下の者</td> <td>2分の1</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下の者</td> <td>4分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円超1,000万円以下の者</td> <td>8分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※分離課税に係る長期・短期譲渡所得は特別控除前で判定します。</p>				合計所得金額(※)	減免割合		死亡した場合	全部		生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全部		障害者（地方税法第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。）となった場合	10分の9		合計所得金額(※)	免除割合		家財等の損害の程度		3/10以上 5/10未満	5/10以上	500万円以下の者	2分の1	全部	500万円超750万円以下の者	4分の1	2分の1	750万円超1,000万円以下の者	8分の1	4分の1
合計所得金額(※)	減免割合																															
死亡した場合	全部																															
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全部																															
障害者（地方税法第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。）となった場合	10分の9																															
合計所得金額(※)	免除割合																															
	家財等の損害の程度																															
	3/10以上 5/10未満	5/10以上																														
500万円以下の者	2分の1	全部																														
500万円超750万円以下の者	4分の1	2分の1																														
750万円超1,000万円以下の者	8分の1	4分の1																														
対象者	大規模な災害（災害対策本部が設置された災害）により、著しく被害を受けた方で、災害当時に市内に住所又は居所を有していた納税義務者。																															
申請方法	減免申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類（罹災証明書等）を添えて、納期限までに課税課市民税係に申請してください。 ※朝霞市で罹災証明書に係る調査をした場合は、罹災証明書の添付は不要です。 ※市・県民税の減免申請で、森林環境税も併せて免除申請することも可能です。																															
問い合わせ	課税課 市民税係																															
電話番号	048-463-2853																															

番号	(20)	制度の名称	森林環境税の免除
支援の種類	免除		
内容	○免除の申請があった日において納期未到来分の税額に対して、森林環境税を免除します。		
対象者	<p>次の1から4のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害により死亡した方 2. 災害により障害者となった方 3. 前年の合計所得金額が500万円以下の方で災害により自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額が価値の30%以上（保険金で補填した部分を除く）の場合 4. 前年の合計所得金額が500万円超750万円以下の方で災害により自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額が価値の50%以上（保険金で補填した部分を除く）の場合 <p>※損害金額の割合は、雑損控除の適用における「損失額の合理的な計算方法」によって算出することも可能です。</p>		
申請方法	<p>減免申請書に、免除を受けようとする事由を証明する書類（罹災証明書等）を添えて、納期限までに課税課市民税係に申請してください。</p> <p>※朝霞市で罹災証明書に係る調査をした場合は、罹災証明書の添付は不要です。</p> <p>※森林環境税の免除申請で、市・県民税も併せて減免申請することも可能です。</p>		
問い合わせ	課税課 市民税係		
電話番号	048-463-2853		

番号	(21)	制度の名称	固定資産税・都市計画税の減免																																								
支援の種類	減免																																										
内容	<p>○所有する固定資産が被害を受けた場合、その災害の規模や種別に応じて、減免を行います。</p> <p>≪減免対象となる税額≫</p> <p>災害が発生した日において、納期が到来していないもので、納期限までに減免申請書を提出したもの</p> <p>≪減免割合≫</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">土地(宅地又は農地)</th> <th colspan="2">家屋</th> <th rowspan="2">償却資産</th> </tr> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水害</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>現に自己の居住の用に供する居住用家屋のうち、現に居住の用に供する部屋が床上浸水</td> <td>水害以外の家屋に準ずる。</td> <td rowspan="5">水害以外の家屋に準ずる。損害割合の判定にあたっては、損害額を算定し、該当する納税義務者が所有する全資産の価額に対する割合を損害割合とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水害以外</td> <td>80%以上</td> <td>全部</td> <td>現に自己の居住の用に供する居住用家屋が全壊、流失、埋没等又は復旧不能のとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>80%未満 60%以上</td> <td>80%</td> <td>50%未満 40%以上</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>60%未満 40%以上</td> <td>60%</td> <td>40%未満 30%以上</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>40%未満 20%以上</td> <td>40%</td> <td>30%未満 20%以上</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20%未満 10%以上</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減免割合は、土地は一筆ごと、家屋は一棟（区分所有家屋は専有部分）ごと、償却資産は御申告いただいた全資産ごとに算定します。</p>						土地(宅地又は農地)		家屋		償却資産	損害の程度	減免割合	損害の程度	減免割合	水害	—	—	現に自己の居住の用に供する居住用家屋のうち、現に居住の用に供する部屋が床上浸水	水害以外の家屋に準ずる。	水害以外の家屋に準ずる。損害割合の判定にあたっては、損害額を算定し、該当する納税義務者が所有する全資産の価額に対する割合を損害割合とする。	水害以外	80%以上	全部	現に自己の居住の用に供する居住用家屋が全壊、流失、埋没等又は復旧不能のとき	全部	80%未満 60%以上	80%	50%未満 40%以上	50%	60%未満 40%以上	60%	40%未満 30%以上	40%	40%未満 20%以上	40%	30%未満 20%以上	30%				20%未満 10%以上	20%
		土地(宅地又は農地)		家屋			償却資産																																				
		損害の程度	減免割合	損害の程度	減免割合																																						
	水害	—	—	現に自己の居住の用に供する居住用家屋のうち、現に居住の用に供する部屋が床上浸水	水害以外の家屋に準ずる。	水害以外の家屋に準ずる。損害割合の判定にあたっては、損害額を算定し、該当する納税義務者が所有する全資産の価額に対する割合を損害割合とする。																																					
	水害以外	80%以上	全部	現に自己の居住の用に供する居住用家屋が全壊、流失、埋没等又は復旧不能のとき	全部																																						
		80%未満 60%以上	80%	50%未満 40%以上	50%																																						
60%未満 40%以上		60%	40%未満 30%以上	40%																																							
40%未満 20%以上		40%	30%未満 20%以上	30%																																							
			20%未満 10%以上	20%																																							
対象者	震災、風水害、火災その他異常な災害（ガス爆発等）により、朝霞市内に所有する固定資産（土地・家屋・償却資産）が著しく被害を受けた方。																																										
申請方法	減免申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類（罹災証明書等）を添えて、納期限までに課税課固定資産税係に申請してください。 ※朝霞市で罹災証明書に係る調査を実施した固定資産の場合は、罹災証明書の添付は不要です。																																										
問い合わせ	課税課 固定資産税係																																										
電話番号	048-463-2875																																										

番号	(22)	制度の名称	税の徴収の猶予
支援の種類	猶予		
内容	○原則として、申請があった日から、1年以内の期間で、税の徴収を猶予します。なお、その間の延滞金については免除となります。		
対象者	財産について、震災、風水害、火災その他の災害を受け、または盗難に遭い納税ができない方		
申請方法	<p>災害等の事実があること及びその該当する事実に基づき市税等を一時的に納付することができない事情の詳細並びに財産収支に係る事項を申請書等に記載して申請してください。</p> <p>(市内で発生した災害で罹災証明書に係る調査が既に行われていて、一部損壊などの住家への被害を市で確認できる場合には、罹災証明書の添付は不要です)</p> <p>ご提出いただいた内容を審査したうえで猶予の許可または不許可を決定します。書類の詳細については収納課にお問い合わせください。</p>		
問い合わせ	収納課 収納係		
電話番号	048-463-2023		

番号	(23)	制度の名称	国民健康保険税及び一部負担金の減免
支援の種類	減免		
内容	○被災状況により一時的な国民健康保険税の減免及び一部負担金の減免又は徴収猶予を行います。		
対象者	<p>火災や大規模な自然災害により居住する住宅に損害を受けた方で、生活が著しく困難となった方又はこれに準ずると認められる方。</p> <p>※一定の所得要件等があります。詳しくは、ご相談ください。</p>		
申請方法	<p>国民健康保険税：国保年金課国保賦課係にご相談のうえ納期限までに申請してください。</p> <p>一部負担金：国保年金課国保給付係にご相談のうえ申請してください。</p> <p>【必要書類】</p> <p>・減免申請書 ・減免を受けようとする事由を証明する書類（罹災証明書等）</p>		
問い合わせ	<p>国保年金課 国保賦課係（国民健康保険税の減免に関すること）</p> <p>国保給付係（一部負担金の減免に関すること）</p>		
電話番号	048-463-0283		

番号	(24)	制度の名称	国民年金保険料の免除
支援の種類	免除		
内容	<p>○ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除制度がご利用できます。</p> <p>【対象となる期間等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等が発生した月の前月から翌々年の6月までの期間 ・申請した日の2年1か月前まで遡って申請できますが、申請前に納めた国民年金保険料は、還付されません。 <p>【免除申請が承認された場合の注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構で免除が承認された期間は、将来年金を受け取る受給資格期間に算入されますが、将来の年金額は、全額納付した場合の2分の1で計算されます。 ・免除の承認を受けた期間の国民年金保険料は、10年以内であれば遡って納めることができます。 ・ただし、3年度目以降の期間を追納するときは、当時の国民年金保険料に加算額が付きまます。 		
対象者	震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者等が所有する住宅・家財その他の財産につき被害金額が、その価格の概ね2分の1以上の損害を受けられた方		
申請方法	<p>市役所又は年金事務所に必要書類を提出してください。</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ・罹災証明書 ・被災状況届（※罹災証明のみで被害の判断ができない場合） ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・委任状（※本人が提出できない場合） ・保険金、損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し（※保険金等が支給された場合） 		
問い合わせ	国保年金課 国民年金係		
電話番号	048-463-0284		

番号	(25)	制度の名称	保育園保育料の免除及び放課後児童クラブ保育料の減免
支援の種類	免除・減免		
内容	<p>○全焼、全壊、又は流失したとき。 保育園保育料全額免除、放課後児童クラブ保育料 7,500 円減免します。</p> <p>○半焼又は半壊したとき。 保育園保育料の月額に 0.5 を乗じて得た額（100 円未満切り上げ）を免除、放課後児童クラブ保育料 5,000 円減免します。</p> <p>○火災・水害等により自宅が床上浸水したとき、又は火災若しくは延焼防止活動により、一時的に居住することができなくなったとき。 保育園保育料の月額に 0.3 を乗じて得た額（100 円未満切り上げ）を免除、放課後児童クラブ保育料を 2,500 円減免します。</p>		
対象者	保育園・放課後児童クラブ在園者（保護者）で、居住する家屋等が災害等により著しい損害を受けた方。		
申請方法	<p>市役所、保育課、こども未来課に必要書類を提出してください。</p> <p>【必要書類】 保育園保育料・・・罹災証明書、保育料減免申請書 放課後児童クラブ保育料・・・罹災証明書、保育料減免申請書 ※上記の他に必要に応じて書類を求める場合があります。</p>		
問い合わせ	<p>保育課 保育係（保育園保育料） こども未来課 こども育成係（放課後児童クラブ保育料）</p>		
電話番号	<p>保育課（保育園保育料）048-463-2836 こども未来課 こども育成係（放課後児童クラブ保育料）048-463-6720</p>		

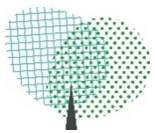
番号	(26)	制度の名称	後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免								
支援の種類	減免										
内容	<p>○被災状況により保険料の減免及び一部負担金の減免を行います。 後期高齢者医療保険料の減免 災害発生日以降1年を減免期間とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災状況</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅全壊（全焼・全流失）の場合</td> <td>保険料の100%</td> </tr> <tr> <td>住宅大規模半壊（半焼）の場合</td> <td>保険料の70%</td> </tr> <tr> <td>・住宅半壊（半焼）の場合 ・家財又はその他の財産が焼失、 損壊などの被害を受けた場合 ・住宅が床上浸水又は消火活動に よる浸水被害を受けた場合</td> <td>保険料の50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 災害がやんだ日の翌日から<u>2か月以内</u>に減免申請を行った場合 災害発生日以降に納期の末日又は、特別徴収対象年金給付の支払日が到来する 保険料について減免</p> <p>(2) 災害がやんだ日の翌日から<u>2か月を経過</u>してから減免申請を行った場合 減免申請日以降に納期の末日又は、特別徴収対象年金給付の支払日が到来する 保険料について減免</p> <p>※災害発生日より前に納付済みの保険料は減免対象とはなりません。 申請書を受理後、広域連合にて減免の決定を行います。 その後、保険料変更決定通知を送付いたします。（概ね2～3か月）</p>			被災状況	減免割合	住宅全壊（全焼・全流失）の場合	保険料の100%	住宅大規模半壊（半焼）の場合	保険料の70%	・住宅半壊（半焼）の場合 ・家財又はその他の財産が焼失、 損壊などの被害を受けた場合 ・住宅が床上浸水又は消火活動に よる浸水被害を受けた場合	保険料の50%
	被災状況	減免割合									
住宅全壊（全焼・全流失）の場合	保険料の100%										
住宅大規模半壊（半焼）の場合	保険料の70%										
・住宅半壊（半焼）の場合 ・家財又はその他の財産が焼失、 損壊などの被害を受けた場合 ・住宅が床上浸水又は消火活動に よる浸水被害を受けた場合	保険料の50%										
対象者	被保険者又は生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたとき。										
申請方法	<p>後期高齢者医療保険料： 市役所 国保年金課高齢者医療係に必要書類を提出してください。 【必要書類】 ・減免申請書 ・減免を受けようとする事由を証明する書類（罹災証明書等）</p> <p>一部負担金： 災害救助法適用区域の被保険者であること等、一定の条件があります。 国保年金課高齢者医療係にご相談のうえ申請してください。</p>										
問い合わせ	国保年金課 高齢者医療係										
電話番号	048-463-1928										

番号	(27)	制度の名称	65歳以上の介護保険料の減免																	
支援の種類	減免																			
内容	○被災状況により65歳以上の方の介護保険料を災害月以後12か月間減免します。																			
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">損害の程度</td> <td colspan="2">住宅免除割合</td> </tr> <tr> <td>・10分の3以上 10分の5未満の損害 ・床上浸水 ・家財等の損害</td> <td>・10分の5以上の損害</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>2分の1</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下</td> <td>4分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円超1,000万円以下</td> <td>8分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> </table>	損害の程度	住宅免除割合		・10分の3以上 10分の5未満の損害 ・床上浸水 ・家財等の損害	・10分の5以上の損害	合計所得金額			500万円以下	2分の1	全額	500万円超750万円以下	4分の1	2分の1	750万円超1,000万円以下	8分の1	4分の1		
			損害の程度	住宅免除割合																
		・10分の3以上 10分の5未満の損害 ・床上浸水 ・家財等の損害		・10分の5以上の損害																
合計所得金額																				
500万円以下	2分の1	全額																		
500万円超750万円以下	4分の1	2分の1																		
750万円超1,000万円以下	8分の1	4分の1																		
対象者	65歳以上の介護保険被保険者及びその属する世帯の生計維持者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、震災・風水害・火災・その他これらに類する災害により住宅・家財等に著しい損害を受けた方（大雨による床上浸水等）																			
申請方法	【必要書類】 ・減免申請書 ・減免を受けようとする事由を証明する書類（罹災証明書等） 減免申請書はホームページに掲載しております。 ご不明な点は介護保険課介護保険係にご相談ください。																			
問い合わせ	介護保険課 介護保険係																			
電話番号	048-463-1719																			

番号	(28)	制度の名称	再建築する際の確認申請及び完了検査手数料の免除	
支援の種類	免除			
内容	○災害発生日から1年以内に再建築する建築物等について、市に提出する場合の確認申請及び完了検査手数料を免除します。			
対象者	市内に存する建築物等が災害により滅失、き損された方。			
申請方法	罹災証明書等を添付し、確認申請や完了検査申請を行ってください。			
問い合わせ	開発建築課 建築指導係			
電話番号	048-463-2585			

5. 関連情報

番号	(29)	制度の名称	土のうの配布
支援の種類	配布		
内容	<p>○大雨対策として、土のうと土のう袋の配布を行っています。</p> <p>○無償配布になりますが、回収は行わないため処分は各自でお願いします。</p> <p>※大雨時のご連絡の場合、配布が間に合わないことがありますので、土・日曜日・祝日を除く日に早めにご連絡をお願いします。</p> <p>○土のう配布が間に合わない場合など、ご自身で浸水対策をする際には、水のうの利用もご検討ください。</p> <p>○水のうは、ご自宅で袋に注水することで利用でき、浸水の恐れがある箇所に設置すれば、土のうと同じように雨水の流入を軽減できます。</p> <p>※水のうの配布は行っておりませんので、ご用意する際は水のう用の袋をご自身でご購入ください。</p>		
対象者	市民、市内事業者		
申請方法	電話または道路整備課窓口にて、ご相談ください。		
お問合せ先	道路整備課 道路管理係		
お問合せ先(電話)	048-463-0912		



朝霞市

MUSASHINO FRONT ASAKA

※令和8年4月改訂